

青森市営一般乗合自動車料金条例の一部を改正する条例（令和三年青森市条例第三十号）

新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の際現に発行されているこの条例による改正前の青森市営一般乗合自動車料金条例第五条第三号に規定するカード回数券については、この条例による改正後の青森市営一般乗合自動車料金条例の規定にかかわらず、<u>令和八年三月三十一日までの間</u>、なお従前の例により使用することができる。</p>	<p>附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の際現に発行されているこの条例による改正前の青森市営一般乗合自動車料金条例第五条第三号に規定するカード回数券については、この条例による改正後の青森市営一般乗合自動車料金条例の規定にかかわらず、<u>当分の間</u>、なお従前の例により使用することができる。</p>